



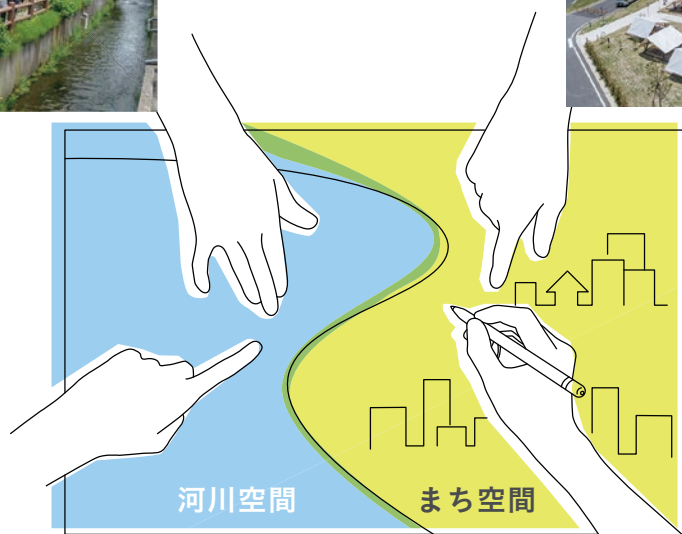
「かわまちづくり」 支援制度

「かわまちづくり」とは

「かわまちづくり」とは『河川空間とまち空間が融合し、賑わいあるまちづくりによる地域活性化に資する良好な空間形成を目指す取組』のことです。

古くから培われた地域の歴史や文化、人々の生活とのつながりなど、水辺にはその地域特有の「資源」が眠っています。また、水辺はその使い方や「知恵」によって新たな価値を生み出す可能性を秘めています。

「かわまちづくり」では、「かわ」とそれにつながる「まち」を活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、地域の「顔」、そして「誇り」となるような空間形成を目指します。



「かわまちづくり」で実現できること

「かわ」が有する地域特有の魅力を活かし、「まち」と一体となったソフト施策やハード施策を実施することで、水辺空間の質を向上させ、かわと人との触れ合いによる地域の活性化が実現できます。

■ かわと人の触れ合い

「かわ」とは、せせらぎや美しい景色、豊かな自然など、自然環境の恩恵を享受することができる魅力があります。さらに、水辺でのレクリエーションや釣り、カヌー・SUPなどのアクティビティ、そして地域の歴史や文化に触れることもまた、かわ特有の魅力です。「かわまちづくり」は、人々がリラックスし、自然とのつながりを感じながら、心地よい時間を過ごすことができる場を提供します。

■ 地域の活性化

○地域の交流機会の増加

水辺の利活用を通じて、地域交流の機会や場を創出します。

○観光客の増加

舟運やサイクリング、また水辺のオープンカフェや水上アクティビティなどを通じ、歴史や生態系、また癒やしや賑わいなどの「かわ」だからこそ得られる機会を提供することで、観光客数の増加に寄与します。



カヌー・SUP



環境学習・自然体験



キャンプ・バーベキュー



ウォーキング・ジョギング



サイクリング



観光舟運



川床



ドローン活用



桜並木



マルシェ・朝市・夜市



公園広場



集客施設



オープンカフェ



隣接施設連携(公園、道の駅)



市街地開発



川の安全教室

かわまちづくりで実現できる風景

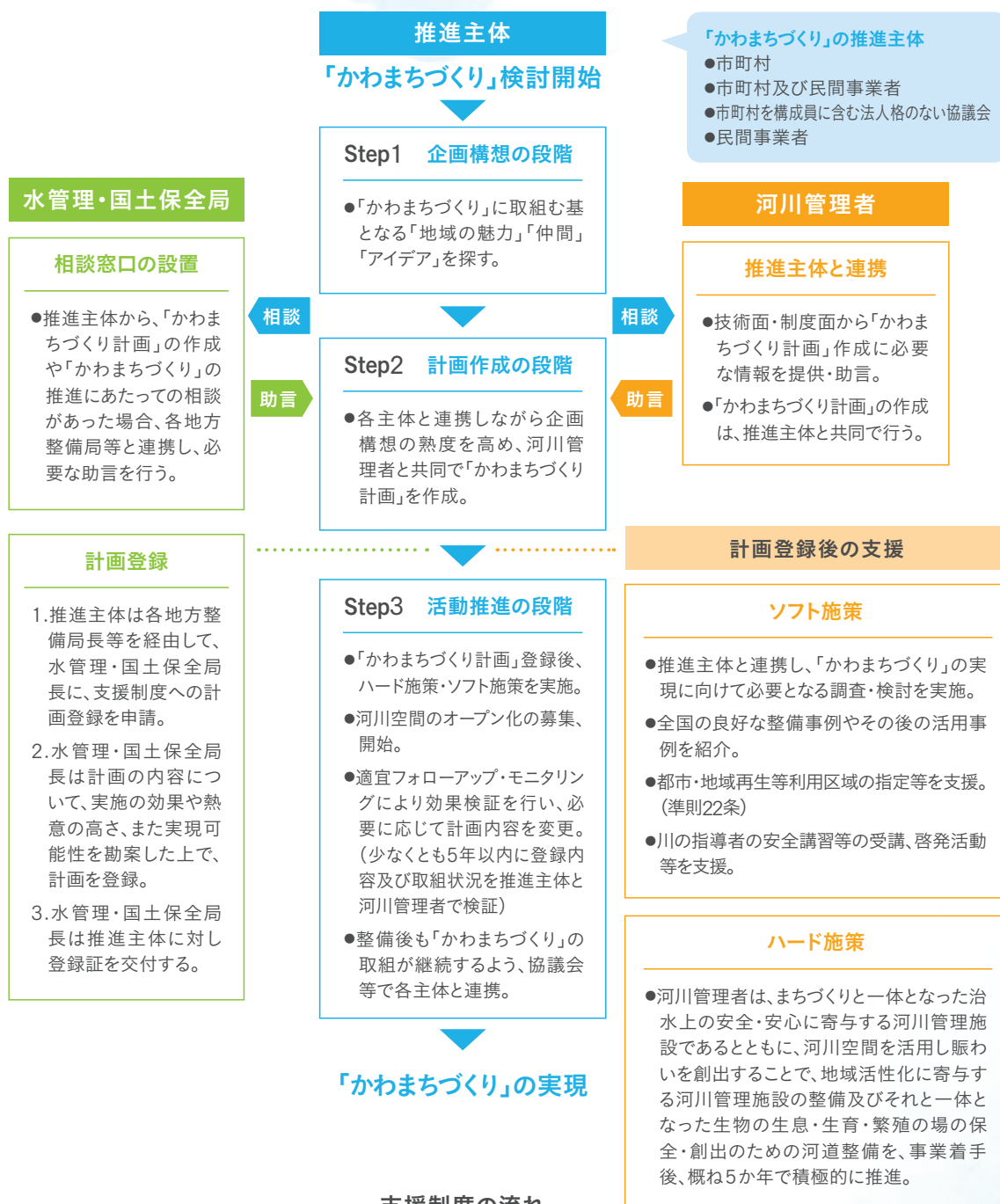
「かわまちづくり」支援制度とは

「かわまちづくり」支援制度とは、地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度です。

「かわまちづくり」を進める推進主体（①市町村、②市町村及び民間事業者、③市町村を構成員に含む法人格のない協議会、④民間事業者）は「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、支援制度に申請・登録します。

支援制度に登録されると直轄事業、交付金事業の対象になるため、河川管理者は「かわまちづくり計画」に基づき河川管理施設等の整備といったハード施策の支援を行います。

また、河川空間のオープン化に向けた区域指定等のソフト施策の支援を行います。



支援内容

河川管理者がソフト・ハード両面にわたり支援します。

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、次に掲げる「ソフト施策」、
「ハード施策」を行う。

1. ソフト施策

河川管理者は、推進主体の柔軟な提案・発想を尊重し、次の項目に積極的に取り組む。

- 一 推進主体と連携し、「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施
- 二 全国の良好な整備事例やその後の活用について、推進主体に情報を提供
- 三 地域活性化の観点からオープンカフェやドローンポート、地域が主体となって実施するイベント施設の設置等、河川空間を活かした賑わい創出に寄与し、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、[河川敷地占用許可]準則[第]22による都市・地域再生等利用区域の指定等を支援
- 四 河川利用者の安全確保に向けた川の指導者の安全講習等の受講、啓発活動等を支援

2. ハード施策

河川管理者は、まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設であるとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理施設の整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を、事業着手後、概ね5か年で積極的に推進する。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第10 河川管理者が行う支援([]内は本手引きで追記))

■ ソフト施策

「必要となる調査・検討」や「良好な事例等の情報提供」、「安全確保に向けた講習、啓発活動」は、かわまちづくり計画の登録前の段階でも重要な内容です。河川管理者と推進主体は普段から意見交換や意識共有を図ることで、スムーズな支援につながります。

また、平成23年(2011年)年の河川敷地占用許可準則の一部改正(河川空間のオープン化)に伴い、河川管理者により都市・地域再生等利用区域の指定を受けることで、民間事業者が同区域内で営業活動を行うことが可能になりました。



社会実験(ナイトマーケット)



協議会の運営支援

■ハード施策

河川管理者が支援できるハード施策は、河川管理施設の整備です。一方、市町村等は河川を利活用するための施設整備を実施することになります。例えば、河川区域内に多目的広場を整備したい場合は、河川管理者の整備内容は高水敷整正や河川管理上必要な

通路など、市町村等の整備内容は芝張り・トイレ・あずまや・ベンチなどになります。

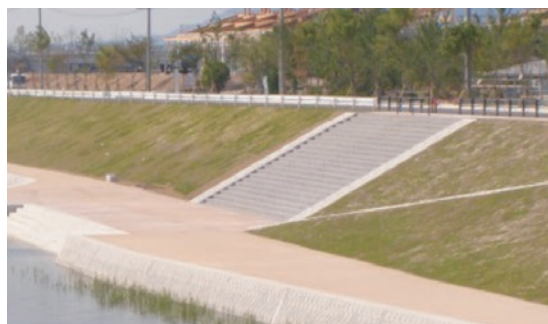
河川管理者は登録後5年間で河川管理施設の整備を積極的に推進します。

① 管理用通路



天竜川(静岡県)

② 階段・スロープ



彦山川(福岡県)

③ 側帯盛土



荒川(東京都)

※桜並木などの上面整備は占用自治体により整備

④ 親水護岸



相模川(神奈川県)

⑤ 高水敷整正



鬼怒川(栃木県)

※広場としての上面整備は占用する自治体により整備

⑥ 防災船着き場



隅田川(東京都)

河川管理者が整備するハード施策の例

「かわまちづくり計画」の登録

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の定量的目標、地域活性化やにぎわいあるまちづくりに資する効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性・継続性を勘案した上で、実現可能性等が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。
なお、準則22による都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組の内容について、確認を行うものとする。
3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して登録証を交付する。

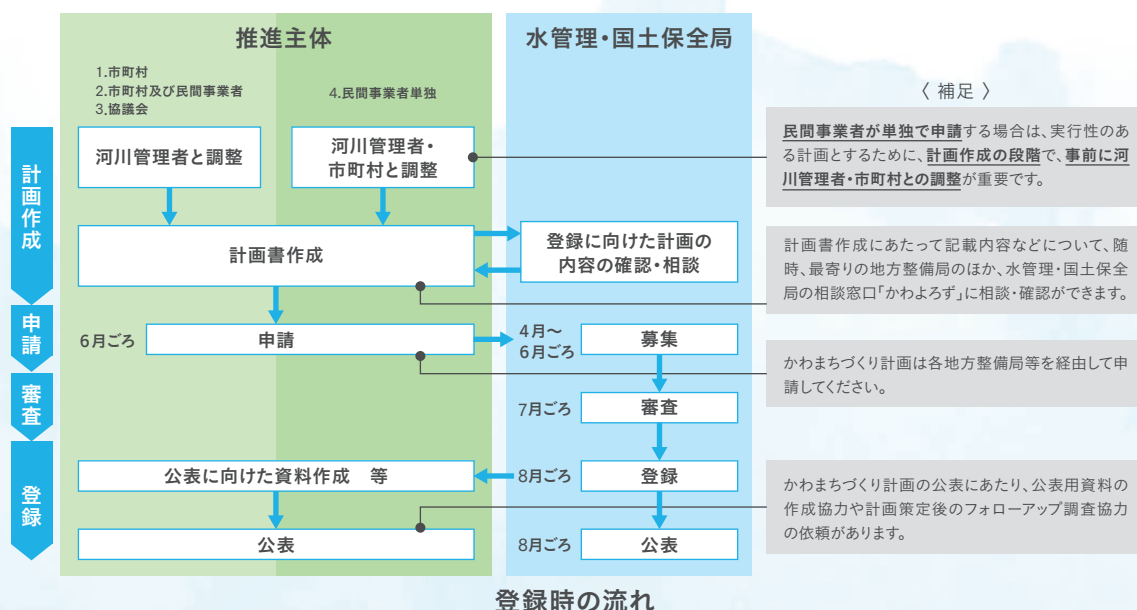
(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第7「かわまちづくり計画」の登録)

【申請・登録】

推進主体が「かわまちづくり計画」を支援制度に登録するにあたっては、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由し、水管理・国土保全局長へ申請します。申請の過程で、「かわまちづくり計画」の実現可能性の観点から、計画の内容の修正を求められることもありますので、お近くの河川管理者に計画の申請・登録にかかるスケジュール等を確認のうえ、時間的な余裕をもって計画の作成等行ってください。

【登録の流れ】

かわまちづくり計画は推進主体が地方整備局長等を通して水管理・国土保全局長に申請します。令和3年度(2021年度)から4月ごろ募集を開始し、8月ごろに登録・公表を行っています。最新のスケジュールについてはかわよろずや地方整備局、また各河川事務所等の河川管理者へご確認ください。



- ☐ 「かわまちづくり」支援制度に関すること
- ☐ ミズベリングに関すること
- ☐ 河川空間のオープン化（河川敷地占用許可準則の特例）に関すること
- ☐ 川の水を利用した発電に関すること
- ☐ 河川敷地の更なる規制緩和に関する社会実験「RIVASITE」に関すること
- ☐ その他、河川の空間及び流水の利活用、河川改修にあわせたまちづくりに関することなど

※社会実験「RIVASITE」の相談の場合は下記アドレスまで
メール宛先:hqt-rivasite@gxb.mlit.go.jp



「かわまちづくり」に関する各種情報は
国土交通省「かわまちづくり」ウェブサイトまで

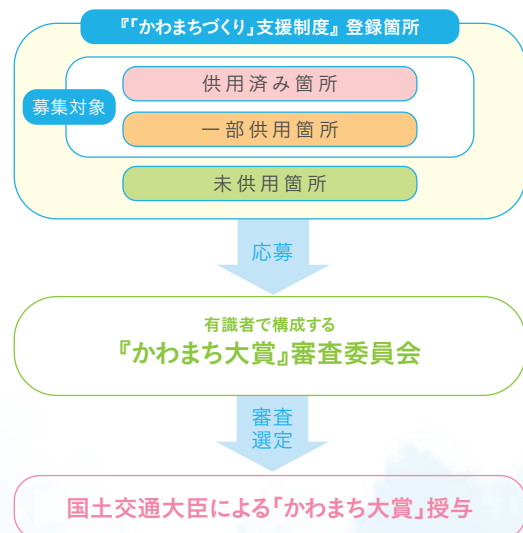
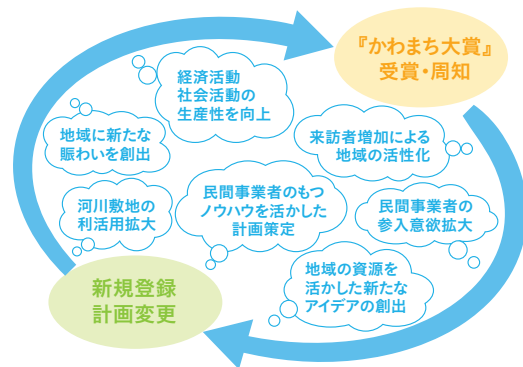


「かわまち大賞」

模範となる先進的な「かわまちづくり」を国土交通大臣が表彰！

河川空間を活用し、地域の賑わいを創出した、他の模範となる先進的な取組を国土交通大臣が表彰し、その取組を、全国に周知します。

取組団体を讃えるとともに、「かわまちづくり」支援制度を浸透させ、民間事業者の参入を促進し、民間事業者のもつ「ノウハウ」等を活かした質の高い「かわまちづくり」を目指します。



「かわまち大賞」虎の巻

其の壹

先進性

- ・全国の「かわまちづくり」のモデルとなるような、先進的な取組であること。
- ・全国で初めてのオープンカフェ」「全国の〇〇事業の先駆け」など。

其の貳

継続性

- ・市町村、民間事業者及び地域住民等によって、安定的に利活用・維持管理が行われ、良好な河川空間が保持されていること。
- ・民間事業者の利益の一部を用いた維持管理や環境改善など。

其の参

創意工夫

- ・利活用を活性化するための地域の資源を活用するなど、特徴的な工夫がなされていること。
- ・地域の方々が積極的にボランティアガイドに参加したり、まち側とかわ側とで連携したイベントを実施するなど。

其の四

連携性

- ・活発かつ安定的な利活用・維持管理が行われるために、多様な主体が連携した体制が構築され、各主体の役割分担が明確で、適切に運営されていること。
- ・関係主体の役割が具体的に、定期的に情報共有を行いながら、活発的・安定的な利活用・維持管理を行っている場合など。

其の五

効果(地域の活性化)

- ・取組により、観光者の増加や地域の活動が活発化するなど、地域の活性化に繋がる良好な変化が生まれていること。
- ・当該施設だけでなく、まち全体の訪問者数が増加するといった波及効果が確認できるなど。



「かわまち大賞」の
全国的なイベント会場での広報・PR

「かわまちづくり」の事例

～「かわまち大賞」受賞箇所～

2018



天満川・旧太田川(本川)・元安川地区及び
京橋川・猿猴川地区かわまちづくり

受賞
ポイント

日本初の河川区域での
常設オープンカフェ



長井地区かわまちづくり

受賞
ポイント

舟運文化の歴史的特性を活かし、
かわとまちの回遊性を向上

2019



美濃加茂地区かわまちづくり

受賞
ポイント

地域資産を活かし官民共同で
新たな水辺の魅力空間を創出



信濃川やすらぎ堤かわまちづくり

受賞
ポイント

民間が管理を担い都市部の
かわまちづくりへの参加メリットを体現

2020



五ヶ瀬川かわまちづくり

受賞
ポイント

鮎やなや畳堤などの歴史・文化を
活用した地域主体の継続性の高い取組



北十間川かわまちづくり

受賞
ポイント

民間の積極的関与で水辺と
まちの一体的空間づくりを実現

国土交通省では、河川空間とまち空間の融合が図られた、良好な水辺空間の形成を目的とした「かわまちづくり」を推進しています。河川空間を活用し、地域の賑わいを創出した、他の模範となる先進的な「かわまちづくり」を国土交通大臣が表彰し、その取組を全国に周知するのが「かわまち大賞」です。

「かわまち大賞」により取組団体を讃えるとともに、「かわまちづくり」支援制度を浸透させ、民間事業者の参入を促進し、民間事業者のもつ「ノウハウ」等を活かした質の高い「かわまちづくり」を目指します。

「かわまち大賞」や
全国の取組の最新情報は
こちらから



2021



大阪市かわまちづくり

受賞
ポイント

規制緩和に先進的に取り組み、
まちの中の水辺の価値を著しく向上



関上地区かわまちづくり

受賞
ポイント

被災者自らが商業施設を整備運営し、
拠点と連携したかわまちを実現

2022



盛岡地区かわまちづくり

受賞
ポイント

Park-PFIで整備した公園と河川を
一体的に活用し賑わいを創出



石巻地区かわまちづくり

受賞
ポイント

震災復興で様々な主体が議論し
施設の構造・デザインの細部まで反映

2023



松戸市地区かわまちづくり

受賞
ポイント

河川空間と宿場町の歴史的価値を
結びつけ水辺中心の都市再生を実現



大垣市かわまちづくり

受賞
ポイント

河川をウォークアブルシティの
動線に位置づけて賑わいを創出

「かわまちづくり」支援制度

令和7年3月31日

編集・発行 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL:03-5253-8111(代表)

編集協力 公益財団法人 リバーフロント研究所